

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居予定者決定通知)</p> <p>第5条 条例第6条第1項の規定による入居予定者の決定の通知は、<u>県営特定公共賃貸住宅入居予定者決定通知書（様式第2号）</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第36条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第2項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、<u>県営特定公共賃貸住宅抽せん券（様式第3号）</u>を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第7条 条例第9条第1項第1号の請書は、<u>県営特定公共賃貸住宅入居請書（様式第4号）</u>によらなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第9条第2項の規定による入居指定日の通知は、<u>県営特定公共賃貸住宅入居指定日通知書（様式第5号）</u>により行うものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 入居者は、連帯保証人が住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、<u>県営特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届（様式第6号）</u>に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(同居者の異動)</p> <p>第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、<u>県営特定公共賃貸住宅同居者異動届（様式第7号）</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第10条 入居者は、条例第10条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、<u>県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書（様式第8号）</u>に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>(入居予定者決定通知)</p> <p>第5条 条例第6条第1項の規定による入居予定者の決定の通知は、<u>別に定める様式による</u>県営特定公共賃貸住宅入居予定者決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 条例第36条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第2項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、<u>別に定める様式による</u>県営特定公共賃貸住宅抽せん券を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第7条 条例第9条第1項第1号の請書は、<u>県営特定公共賃貸住宅入居請書（様式第2号）</u>によらなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第9条第2項の規定による入居指定日の通知は、<u>別に定める様式による</u>県営特定公共賃貸住宅入居指定日通知書により行うものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 入居者は、連帯保証人が住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、<u>別に定める様式による</u>県営特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(同居者の異動)</p> <p>第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、<u>県営特定公共賃貸住宅同居者異動届（様式第3号）</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第10条 入居者は、条例第10条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、<u>県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書（様式第4号）</u>に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p>

(1)・(2) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営特定公共賃貸住宅同居承認書(様式第9号)により申請者に通知する。

(入居の承継の承認)

第11条 条例第11条第1項の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書(様式第10号)に入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面を添えて所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営特定公共賃貸住宅入居承継承認書(様式第11号)により申請者に通知する。

3 [略]

(家賃の減額申請書等)

第13条 条例第13条第2項の規定に基づき家賃の減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、県営特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 条例第13条第3項の規定による通知は、県営特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(減免又は徴収猶予の申請)

第15条 条例第14条の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、県営特定公共賃貸住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第14号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の承認をしたときは、県営特定公共賃貸住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書(様式第15号)により申請者に通知する。

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第16条 局長は、口座振替の方法により家賃を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る家賃について調定をしたときは、県営特定公共賃貸住宅家賃口座振替収納請求書(様式第16号)により、口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

3 家賃の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済

(1)・(2) [略]

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅同居承認書により申請者に通知する。

(入居の承継の承認)

第11条 条例第11条第1項の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書(様式第5号)に入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面を添えて所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅入居承継承認書により申請者に通知する。

3 [略]

(家賃の減額申請書等)

第13条 条例第13条第2項の規定に基づき家賃の減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、県営特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(様式第6号)を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 条例第13条第3項の規定による通知は、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書により行うものとする。

(減免又は徴収猶予の申請)

第15条 条例第14条の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、県営特定公共賃貸住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第7号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の承認をしたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書により申請者に通知する。

(口座振替納付者に係る納入通知等)

第16条 局長は、口座振替の方法により家賃を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る家賃について調定をしたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅家賃口座振替収納請求書により、口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。

2 [略]

3 家賃の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済

通知票は、様式第17号によるものとする。

(不在の届出)

第17条 条例第19条の規定による届出は、県営特定公共賃貸住宅不在届 (様式第18号) により所管する局長にしなければならない。

(用途変更の承認)

第18条 入居者は、条例第21条ただし書の規定により県営特定公共賃貸住宅の一部の用途の変更について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅用途変更承認申請書 (様式第19号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営特定公共賃貸住宅用途変更承認書 (様式第20号) により申請者に通知する。

(模様替え等の承認)

第19条 入居者は、条例第22条第1項ただし書の規定により県営特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅模様替え (増築) 承認申請書 (様式第21号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営特定公共賃貸住宅模様替え (増築) 承認書 (様式第22号) により申請書に通知する。

(県営特定公共賃貸住宅の返還等)

第20条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を返還しようとするときは、県営特定公共賃貸住宅返還届 (様式第23号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第16条第2項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第24条第1項の規定による局長の指定する職員の検査を受けた後、県営特定公共賃貸住宅敷金還付請求書 (様式第24号) を所管する局長に提出しなければならない。

(利用の申込み)

第22条 条例第27条第1項の規定により許可を受けようとする者は、駐車場利用申込書 (様式第26号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、条例第27条第1項の規定により駐車場の利用を許可した者に対し、駐車場利用許可証 (様式第27号) を交付する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第26条 条例第31条の規定に基づき利用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、駐車場利用料減免 (徴収猶予) 承

通知票は、別に定める様式によるものとする。

(不在の届出)

第17条 条例第19条の規定による届出は、県営特定公共賃貸住宅不在届 (様式第8号) により所管する局長にしなければならない。

(用途変更の承認)

第18条 入居者は、条例第21条ただし書の規定により県営特定公共賃貸住宅の一部の用途の変更について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅用途変更承認申請書 (様式第9号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅用途変更承認書により申請者に通知する。

(模様替え等の承認)

第19条 入居者は、条例第22条第1項ただし書の規定により県営特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅模様替え (増築) 承認申請書 (様式第10号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、別に定める様式による県営特定公共賃貸住宅模様替え (増築) 承認書により申請者に通知する。

(県営特定公共賃貸住宅の返還等)

第20条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を返還しようとするときは、県営特定公共賃貸住宅返還届 (様式第11号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第16条第2項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第24条第1項の規定による局長の指定する職員の検査を受けた後、県営特定公共賃貸住宅敷金還付請求書 (様式第12号) を所管する局長に提出しなければならない。

(利用の申込み)

第22条 条例第27条第1項の規定により許可を受けようとする者は、駐車場利用申込書 (様式第13号) を所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、条例第27条第1項の規定により駐車場の利用を許可した者に対し、別に定める様式による駐車場利用許可証を交付する。

(減免又は徴収猶予の申請)

第26条 条例第31条の規定に基づき利用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、駐車場利用料減免 (徴収猶予) 承

<p>認申請書（<u>様式第28号</u>）を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、<u>駐車場利用料減免（徴収猶予）承認書（様式第29号）</u>により申請者に通知する。</p> <p>（利用料口座振替納付者に係る納入通知等）</p> <p>第27条 局長は、口座振替の方法により利用料を納付する旨の届出のあった者（以下「利用料口座振替納付者」という。）に係る利用料について調定をしたときは、<u>駐車場利用料口座振替収納請求書（様式第30号）</u>により利用料口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 利用料の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、<u>様式第31号</u>によるものとする。</p> <p>（駐車場の返還）</p> <p>第28条 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、<u>駐車場返還届（様式第32号）</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>認申請書（<u>様式第14号</u>）を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、<u>別に定める様式による駐車場利用料減免（徴収猶予）承認書</u>により申請者に通知する。</p> <p>（利用料口座振替納付者に係る納入通知等）</p> <p>第27条 局長は、口座振替の方法により利用料を納付する旨の届出のあった者（以下「利用料口座振替納付者」という。）に係る利用料について調定をしたときは、<u>別に定める様式による駐車場利用料口座振替収納請求書</u>により利用料口座振替納付者が口座振替を依頼した金融機関に収納の請求を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 利用料の口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>（駐車場の返還）</p> <p>第28条 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、<u>駐車場返還届（様式第15号）</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号及び様式第6号を削り、様式第7号を様式第3号とし、様式第8号を様式第4号とし、様式第9号を削り、様式第10号を様式第5号とし、様式第11号を削り、様式第12号を様式第6号とし、様式第13号を削り、様式第14号を様式第7号とし、様式第15号から様式第17号までを削り、様式第18号を様式第8号とし、様式第19号を様式第9号とし、様式第20号を削り、様式第21号を様式第10号とし、様式第22号を削り、様式第23号を様式第11号とし、様式第24号を様式第12号とし、様式第25号を削り、様式第26号を様式第13号とし、様式第27号を削り、様式第28号を様式第14号とし、様式第29号から様式第31号までを削り、様式第32号を様式第15号とする。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する通知書等又は提出する届について適用し、同日前に交付した通知書等又は提出した届については、なお従前の例による。